

No. 1839
2019.7.29

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp



声かけをして、民商婦人部の魅力を伝えよう!

三次民商婦人部第41回定期総会



来賓あいさつ
伊藤よしのり
三次市議会議員



開会宣言
高田支部・松本さん

婦人部総会

ダイジェスト

三次民商婦人部は7月12日、三次市社会福祉保健センター・ふれあいホールにて第41回定期総会を開催し、29名の代議員が参加しました。

財政報告
十日市支部・中西さん



会計監査報告

十日市支部・国重さん
三次南支部・山本さん



総会方針

総会方針案の提案では作田事務局長が行いました。今年のテーマは「一人の力は小さくてもみんなで集まれば大きな力に!」です。三次民商婦人部が誕生して40年。これまで婦人部を支えてきた人達も、廃業や代替わりするなど、第1線から退きつつあります。ですので新たな婦人部を支

える若い業者婦人への活動継承が急務となっています。

若い業者婦人に取り組みの楽しさ、仲間同士の絆を伝え、年齢を問わず参加できる、学習や遊びを旺盛にすることなどが提案されました。

役員提案

十日市支部・

谷光なおみさん



お弁当で腹ごしらえ



分散会で討論

その後、3つに分かれて分散会。「振り返ってみると、若い人へ声をかけていなかったかもしれない。今月から始まる婦人部アンケートを持って声掛けをしていこう」と前向きな発言が多く出ました。



また、広島市で所得税法56条の運動の資料を見て、安芸高田市でも勉強して、交渉しようと話になり、今後進めることになりました。楽しいことをしていき、親子連れや50代の婦人部員を集めていくことも確認しました。

満場一致で採決

総会方針、決算・予算は全員賛成で採決され、41年目に向けて走り出した婦人部でした。



1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

なんでも相談会

7月19日(日)に、要求運動部は南畑敷集会所でなんでも相談会を行いました。

事前にピラ配りを7月12日

(日)に行いましたが、そのピラを持って相談者が来所され、悩み解決のアドバイスをし、すっきりして帰られました。



来月のピラ配りは

8月4日(日)

三次市役所君田支所に

朝8時集合

今年で61回目となる国民平和大行進

国民平和大行進は、“ノーモア・ヒロシマ！ノーモア・ナガサキ！”“核兵器のない世界を”と核兵器廃絶を訴えて、1958年以来半世紀以上、雨の日も風の日も毎年休まず行進が続けられ、毎年10万人が参加する国民的行動となっています。「核兵器をなくせ」と共に、「STOP！戦争する国づくり」を訴えながら、一歩でも二歩でも一緒に歩きましょう！

また、カンパもお願いしています。行進隊が通ったら直接渡してください。

☆7月30日(火)

行進者を囲んで『歓迎のゆうべ』

17:00~18:30 三次民商事務所
食事をしながら、経験談を。誰でも参加可

行進ルート

☆7月31日(水)

三次市役所	8:55	発
川地公民館	11:50	着
(昼食)	13:00	発
安芸高田市甲田支所	15:15	着

☆8月1日(木)

安芸高田市役所甲田支所	9:00	発
安芸高田市役所	11:40	着
(昼食)	12:45	発
安芸高田市八千代支所	15:50	着

お忘れではありませんか

★社会保険関係

●算定基礎届と総括表 (必ず提出が必要)

●被保険者の賞与支払届と総括表 (賞与の支給が無くても提出は必要)

★税務関係

●源泉所得税の前半納付

※税金が0円の会社も税務署へ申告する必要があります。

提出していない場合は、督促の文書(ハガキ)が届きます。

8月の高田事務所の開所日

●8月2日(金) 昼3時~7時

●8月9日(金) 昼3時~6時

●8月23日(金) 昼3時~5時

事務局長が駐在しています。ご用の方は
電話&ファックス 0826-42-0208

シリーズ 相続法の改正

第3講義 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の新設

現行民法では、相続人以外の者(例えば、被相続人の亡き長男の妻)が被相続人の療養介護等に尽くしても、相続財産からの分配を受けることはできませんでした。

【改正法では】

(2019年7月1日)

相続人以外の親族が無償で被相続人の療養介護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対し、金銭(特別寄与料)の請求をすることができるようになりました(改正民法1051条1項)

なお、当該相続人以外の親族が相続の開始と相続人を知った時から6ヶ月を経過したとき、または相続開始の時から1年を経過したときは、同請求について家庭裁判所の処分を求めることができなくなります。

事案例

Aさんは7月に亡くなりました。3人の子ども(長男・次男・長女)がいましたが長男はAさんより先に死亡しています。亡き長男の妻Bさんが、Aさんの介護をしていました。

次男、長女は介護を全くしていませんでした。

現行法では、次男と長女が相続人となるので、Bさんには遺産が払われませんが、改正法では、Bさんは次男と長女に特別寄与料を請求することができます。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654